

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部改正

旧	新
<p>(県民の責務)</p> <p>第 3 条 県民は、犯罪の発生状況を踏まえ、日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、相互の理解と協力の下に、地域の安全確保のための自主的な活動に努めるものとする。</p> <p>2 県民は、犯罪を誘発し、又は助長するおそれのある行為を行わないよう努めるものとする。</p> <p>3 県民は、県がこの条例に基づき実施する犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するための取組に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(県民の責務)</p> <p>第 3 条 県民は、犯罪の発生状況を踏まえ、日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、相互の理解と協力の下に、地域の安全確保のための自主的な活動に努めるものとする。</p> <p>2 県民は、犯罪を誘発し、又は助長するおそれのある行為を行わないよう努めるものとする。</p> <p><u>3 県民は、子ども、高齢者、女性等が犯罪の被害を受けていると認められるとき又は犯罪の被害を受けるおそれが明らかであると認められるときは、状況に応じて、警察官への通報その他の適切な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>4 県民は、県がこの条例に基づき実施する犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するための取組に協力するよう努めるものとする。</p>